

## 平成19年度第1回四街道市市民参加推進評価委員会議事録

### 【開催日時等】

開催日時：平成19年6月28日（木）19：00～21：00

場 所：四街道市庁舎第1委員会室

出席者：出石委員長、中畠委員長代理、大倉委員、栗原委員、佐々木委員、永澤委員、  
三木委員、宮原委員

（事務局）

鈴木経営企画部長、鶴澤政策推進課長、吉橋副主幹、庄嶋主査補、仲田副主査

### 【議 題】

- 1 委員長、委員長職務代理選出
- 2 委員会の運営について
- 3 平成19年度市民参加手続の実施予定の公表について

### 【配布資料】

- 1 四街道市市民参加推進評価委員会運営要領（案）
- 2 四街道市市民参加推進評価委員会傍聴要領（案）
- 3 平成19・20年度市民参加推進評価委員会開催スケジュール（想定）
- 4 四街道市市民参加条例に基づく市民参加手続について（諮問）
- 5 平成19年度の市民参加手続の実施予定として公表する資料（案）

### 【議事概要】

- 1 委員長、委員長職務代理選出  
出石委員が委員長に選出され、中畠委員が委員長職務代理に指名された。
- 2 委員会の運営について  
四街道市市民参加推進評価委員会運営要領及び同傍聴要領について、案のとおり決定された。
- 3 平成19年度市民参加手続の実施予定の公表について  
各行政活動にその内容の説明を追加し、複数の市民参加手続を行わない行政活動にはその理由を付した上で公表すべきものとされた。

### 【会議経過】

（経営企画部長）

それでは、これより、平成19年度第1回市民参加推進評価委員会を開会いたします。

私は、四街道市経営企画部長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いたします。

委員長の選任までの間、私が進行役を務めさせていただきますのでご了承いただきたいと

存じます。

(経営企画部長)

まず、委員長、委員長職務代理者の選出ということが会議次第にございますが、それに先立ちまして、まず委員の皆様を紹介をさせていただきたいと思います。

お名前をお呼びいたしますので、一言簡単にご挨拶をお願いできればと思います。

それでは、まず出石委員からよろしくお願いいたします。

(出石委員)

こんばんは。関東学院大学法学部の出石と申します。大学では地方自治法等、地方自治をメインに研究・教育をしております。但し、3月末までは神奈川県横須賀市役所で地方公務員をしておりましたので、その関係でずっと現場にいました。在職時はパブリックコメント条例、市民協働推進条例などを直接手がけましたので、この関係も非常に関わりが深いということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

(経営企画部長)

ありがとうございます。次に、大倉委員よろしくお願いいたします。

(大倉委員)

旭ヶ丘に在住しております大倉でございます。

今はほとんど地域のことに没頭しております。祭りの季節ですから祭りの段取りですとか、それから、私のほうの地域では学校問題がちょっといろいろ前からございましたから、学校問題の後始末ですとか学校関係にも顔を突っ込んでおります。地域のために一生懸命働いております。どうぞよろしくお願いいたします。

(経営企画部長)

ありがとうございます。それでは栗原委員よろしくお願いいたします。

(栗原委員)

市内大日に住んでおります栗原と申します。不動産に関係する小さな事務所を営んでおります。一昨年9月より昨年8月までの間、この市民参加条例を制定するための市民委員会の公募市民委員に応募しまして、その会議に参加しておりました。その会議の中で学びました多くの事柄を、この委員会の中で役立てることができればと思って参加しております。今後ともご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

(経営企画部長)

ありがとうございます。それでは佐々木委員よろしくお願いいたします。

(佐々木委員)

和良比に住んでおります佐々木と申します。私は福井県出身で18まで福井にいたんですけど、それ以降、国家公務員の陸上自衛官として日本中を転々と、北海道から九州まで20回ほど転勤をしながらあちこち回ってきました。リタイヤしまして四街道を終の住処として決めまして、それ以降しか四街道との大きな関わり合いはないんですけど、リタイヤした

以降、自分の東京の会社に通いながら、自治会とか或いはサークル活動とか、そういった意味で皆さんに比べるとなかなかこういった部分は四街道に関しては少ないのですが、逆に広い目でいろんな経験を通じて、何か四街道のためにこれから残していけるものがあればという気持ちで参加をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

(経営企画部長)

ありがとうございました。それでは中島委員お願ひいたします。

(中島委員)

東京市政調査会の中島と申します。私は、十数年間、「地方自治職員研修」という地方自治に関係する雑誌の編集をしておりまして、3年前にこちらの東京市政調査会というところに移りまして、今「都市問題」という雑誌の編集をしております。東京市政調査会の現在の理事長ですが、先ほど市長さんがおっしゃいました、地方分権、その第一次地方分権の時に大きな役割を担った西尾勝教授が退職いたしました、今理事長をやっております。その下で今、地方分権について扱ったりする雑誌の編集をしております。私はそういった仕事もしてきたんですけども、三鷹市という東京の市に住んでおりますけれど、そちらで自治基本条例を作る市民の運動をやっておりまして、仕事で学んできたこととともに、市民参加をしてきた経験などもこちらで少し活かすことができたらと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(経営企画部長)

ありがとうございました。それでは永澤委員お願ひいたします。

(永澤委員)

さちが丘に住んでおります永澤と申します。大分県出身で、「イイチコ」という焼酎の工場のおすぐ横が実家でございます。現在は、会社を卒業する数年前から、地球温暖化防止のことを一生懸命やっておりまして、今は四街道の委員会の代表をやっておりますが、千葉県で一番熱心な市にし、千葉県が日本で一番熱心にCO2の削減を頑張ると、それを目標に日夜やっております。

(経営企画部長)

ありがとうございました。それでは三木委員お願ひいたします。

(三木委員)

情報公開クリアリングハウスの理事をしております三木と申します。情報公開クリアリングハウスは、今の名称になってからは8年目ですが、その前進から合わせると27年間、情報公開の問題にずっと取り組んでまいりました。いわゆる市民オンブズマンと少し違っていて、制度を作る、制度を適正に運用する、制度を利用する人を支援する、ということの立場からずっと関わってまいりまして、市民、行政、議会とそれぞれ関わりを持ちながら、日本の情報公開や個人情報保護制度の発展と、情報公開というものが馴染む組織体質を作るということを、大きな目的として活動をしてまいったNPO法人であります。3月末までは室長と

ということで、いわゆる事務局長として仕事として関わっておりましたが、この4月からは仕事としては離れまして、理事という立場になっております。現在の本職は、獨協大学というところで「地域と子どもリーガルサービスセンター」というところで、子どもの権利救済を大学が行うという機関で仕事をしております。その中で地元の草加市、越谷市とネットワークを持ちながら、子どもの権利救済のことを大学の中で行っているということでもあります。これまでいろいろな市民参加という観点からも、情報公開の問題に関わってまいりましたので少しはお役に立てればと思っております。

(経営企画部長)

ありがとうございました。それでは宮原委員お願いいたします。

(宮原委員)

皆さんよろしくをお願いいたします。旭ヶ丘に住んでおまして、四街道に越してきて15年です。東京市民でございました。ですから四街道のことはまったく知りませんでした。四街道のことを知るにつれて「いいところだな」と、こう思っております。その四街道を如何にこれから良くしていくか。私自身はインターンシップというものに携わってまいりまして大学で教えていたんですが、職業、それからボランティア、この辺がはっきり皆さん理解できていないような感じを受けております。基本的なものをどのようにこれからやっていくのか、私の課題だと思っております。よろしくをお願いいたします。

(経営企画部長)

皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして職員の紹介をさせていただきます。

政策推進課長の鵜澤でございます。

(鵜澤課長)

鵜澤でございます。よろしくをお願いいたします。

(経営企画部長)

政策推進課の中に市民活動推進室というのがありまして、その中で市民参加条例の運用を含めまして対応させていただきます。市民活動推進室長の吉橋でございます。

(室長)

吉橋でございます。よろしくをお願いいたします。

(経営企画部長)

同じ市民活動推進室の庄嶋でございます。

(庄嶋)

庄嶋でございます。よろしくをお願いいたします。

(経営企画部長)

市民活動推進室の仲田でございます。

(仲田)

仲田でございます。よろしくお願いいたします。

(経営企画部長)

事務局のメンバーは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局一同)

どうぞよろしくお願いいたします。

(経営企画部長)

それでは早速ですが、会議次第に沿いまして順次進めさせていただきます。まず始めに委員長の選出ということでございます。市民参加条例施行規則の第8条第1項、手持ちのファイルの中に閉じこんでおりますけれども、この中で委員長は委員の皆さんの互選で定めることとされております。当初の会合ということでなかなか難しいかもしれませんが、どなたかご推薦等ご発言がございましたらぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(宮原委員)

推薦します。名簿の一番前に載っております出石様を委員長に推薦したいんですが。

(経営企画部長)

ありがとうございます。その他どなたか発言ございますか。

(中嶋委員)

同じく、出石さんをとっていたんですけど。市民の方に委員長をやっていただくというのも一つの考え方だと思いますが、市民の方からは沢山ご意見をいただいて、まとめるのに慣れた方にまとめていただくというのはどうかなというふうに思っておりますので、出石委員を推薦したいと思います。

(経営企画部長)

ありがとうございました。その他、ご推薦に関しましてご発言ございますか。

無いようでしたら、お二方からのご推薦いただきましたので、出石委員、ご異議なければぜひお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(出石委員)

分かりました。

(経営企画部長)

皆様よろしいでしょうか。

(各委員より「異議なし」の声)

(経営企画部長)

それでは、出石委員に委員長をお願いいたします。出石委員には委員長席にお着きいただきたいと思っております。

それでは、以後の進行につきましては、出石委員長にお願いをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(出石委員長)

それでは、ご推薦いただきまして、このたびの市民参加推進評価委員会の委員長を仰せつかりました出石でございます。どうぞよろしくお願いいたします。先ほどもご挨拶いたしましたけれども、慣れたというふうの中嶋さんからありましたけれども、特に慣れておりませんので、一つ一緒に議論していかしていただければありがたいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に委員長の職務代理ですが、規則第8条第3項に規定してございます。委員長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理するという形で、職務代理を決め行います。ここにありますように私の指名ということになりますので、これにつきましては、先ほど私を推薦していただきました中嶋委員に職務代理を指名させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(中嶋委員長職務代理)

はい。

(出石委員長)

それではお願いいたします。

併せてご挨拶をお願いいたします。

(中嶋委員長職務代理)

出石さんは健康そのものでスポーツマンでもいらっしゃるのでは、お休みがないという前提の下にお引き受けをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(出石委員長)

それでは早速議事に入りたいと思います。本日の議事は次第にございますように3番、委員会の運営についてということで、この評価委員会の運営事項について今日配布されております四街道市市民参加推進評価委員会運営要領(案)というもの、四街道市市民参加推進評価委員会傍聴要領(案)こちらがご用意されております。これについてご審議いただきたいと思います。事務局のほうからご説明をお願いします。

(室長)

それでは、四街道市市民参加推進評価委員会運営要領(案)からご説明させていただきます。資料1をご覧ください。まず第1条ですが、本要領の趣旨を規定したものでありまして、市民参加条例施行規則第11条の規定に基づいて、本委員会の会議運営に関して必要な事項を定めるものとしております。第2条につきましては、委員会の会議の議題ですが、これにつきましては委員長が定めるとしております。第3条は委員への会議の開催通知でございますが、開催日の一週間前までに通知することとしております。

続きまして第4条第1項ですが、会議の公開ということになっておりますが、資料1に

参考として綴じてあります「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」というものがございませう。本市ではこの指針に基づきまして、こうした条例に基づいて設置される附属機関や、規則や要綱などによって設置される審議会などの会議を、原則公開とすることとしております。このことから、本委員会も公開をすることとしております。但し書きとしまして、四街道市情報公開条例第8条第1項各号及び第2項でございませうが、これは個人情報などの非公開情報、あるいは法令によって公開してはならない情報が規定されているものですが、これらについて審議する必要が生じた場合や、あるいは会議の公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合には非公開とすることができると規定されております。

第2項につきましては、第1項の但し書きによりまして、会議を非公開とする場合には、委員長が委員会に諮ってその決定を行うとしております。

第3項は、会議の公開の方法などは、先ほどの指針の定めによるとしております。指針をご覧ください。5の(1)ですが、公開の方法は、会場の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行います。傍聴定員につきましては、特に定めはいたしませんか、会場に広さによりまして、事務局で何人程度との設定をさせていただければと思ひます。ちなみに本日は、公開が決定された場合には、10人程度傍聴できますということでお知らせしてあります。

会議開催の周知ですが、これは一般に対する周知ですが、会議開催予定日の一週間前までに、開催日時、場所などを公表すると、このようなこととなります。

最後に会議録の作成ですが、事務局の責任で会議の概要を速やかに作成して、これを公開させていただきたいと思ひます。会議録そのものにつきましては事務局で作成しました後、各委員の皆様へ送付して、ご発言部分のご確認を一週間程度でしていただきまして、ご異存のない場合には内容を確定させていただき公表させていただきたいと思ひております。

5条は補則でございませうが、この要領に定めるものが生じた場合には、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるとしてあります。

最後に附則ですが、施行期日としまして、今日の委員会で決定いただきましたときから施行を考へてあります。

運営要領につきましては以上でございませう。

次に、資料2をご覧ください。四街道市市民参加推進評価委員会傍聴要領(案)でございませう。1としまして、傍聴する場合の手続ですが、傍聴の受付は先着順で行いまして、会議の開催予定時刻までに受付で氏名及び住所を記入して入場することとしてあります。

2として、会議の秩序維持ですが、傍聴者は事務局の指示に従うこと、次にご説明します、3の会議を傍聴するに当たって守るべき事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があるとしてあります。

3番は、会議を傍聴するに当たって傍聴者が守るべき事項が定められておりまして、静粛に傍聴すること、飲食、喫煙の禁止、写真撮影、録画、録音の禁止などを規定してあります。

4の施行期日といたしましては、先ほどの運営要領と同様、本日からの施行としたいと考え作成しております。

簡単でございますが、説明は以上で終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(出石委員長)

ただ今、事務局から運営要領(案)、それから傍聴要領(案)の説明がございましたが、この両案のいずれについてでもかまいませんので、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

(大倉委員)

2ページ目の7番、議事録作成は誰がやるのか、その議事録というのは委員のほうに渡ってくるのですか。

(室長)

議事録の作成につきましては、事務局のほうで作成いたします。そして、皆様に送付させていただいて、ご発言に間違いがないか確認していただいて、間違いがないということであればそれで確定をさせて、それを議事録としたいと考えております。

(出石委員長)

ちょっとした確認ですが、議事録署名等の制度はないですね。確認を回すだけということですか。署名制度、署名人が毎回出てくるような形ではないですか。

(室長)

明確な規定はされておられません。

(出石委員長)

会議録なんですが、要点筆記ですか、それとも全文筆記に近いものですか。そのあたりの慣行というか、こちらの作り方を一応確認したいのですが。

(室長)

内部では特にありませんが、この会議につきましては、一応全部の発言を。

(経営企画部長)

補足させていただきます。先ほど室長から話がありましたように、二段階考えておりまして、まずは要点筆記の議事の概要というものを、会議が終わりましてから事務局の責任で早急にまとめて、それはそれで早めにホームページに更新すると、それが第一段と、今回の会議録につきましては、基本的にはテープおこしの全文筆記という形式で考えております。以上でございます。

(出石委員長)

そこには委員名は出ますか。発言委員名は。

(経営企画部長)

発言委員名は、最近の動向としては入れないケースが多くありますので、今のところ事務局ではそのようなことで考えております。



(出石委員長)

委員の皆さん、傍聴も認められるので、まだ決まっていませんね。予定になりますが、発言についてはそのような形で、名前は出ないけれども、インターネットには出ると、オープンになることはご承知おきください。だからとって意見を下げてもいいというところがないよう、是非お願いしたいと思います。その他いかがでしょうか。

(宮原委員)

閲覧はインターネットですか。

(経営企画部長)

閲覧は、今考えておりますのは、ホームページにアップすることと、あとは当市の閲覧窓口に備えて、市役所にお越しただいて閲覧することもできる形を考えております。

(永澤委員)

いいですか。全文でやりますと、業者に頼んでやるわけですよね。大変ですよね。僕が県のものを見たら、私の九州弁がそのまま載っているんですよね。それが恥ずかしくてね。やっぱり相当な費用がかかるわけですよね、一字一句は。

(経営企画部長)

外注でやりますと、一回分で私の過去の経験ですと一万円程度というところでしょうか、かかってくるんですが。

(政策推進課長)

自前での作成ということでございますので、全文とは申しませんが、外注とは違まして職員の手でやるということで、若干の丸めですとか、そういったものがある前提での全文筆記ということでご理解いただければありがたいと思います。

(永澤委員)

私のつぶやいたことまで載っているんですよ。何の意味があるのか。やっぱりある程度フィルタかけて、趣旨が通っていれば、意識してもらって。

(経営企画部長)

それは事務局でそのような方向で考えております。そのまま録音した一言一句ということではなく、ご趣旨を違えない形で会議録の体裁を整えて、皆さんにご確認いただいた上で確定を図ると、このような手続をとります。

(出石委員長)

よろしいでしょうか。

(三木委員)

確認なんですけれど、発言者名のない議事録を作成するということですか。個人的には、それはアカウントビリティーとしてはかなり程度の低いことだと思っております、誰が何を言って何が決まったかというのが、アカウントビリティーの基本だろーと思います。そのまま公表するかどうかということではいろいろ議論になるかと思いますが、少なくとも誰が

何を言ったかということが分かる、会議の公開を行えば分かるという前提で、基本的には誰が何を発言したかという形で作成していただくのが適切ではないかと思えます。

(永澤委員)

私も賛成です。

(経営企画部長)

私も事務局も“つもり”で説明しておりますので、そこについてはこの委員会でお決めいただいてよろしいかと思えます。

(出石委員長)

今、事務局からそういった話がありましたが、この会議について、三木委員、永澤委員におかれましては、オープンになる部分も名前を出すという考え方でよろしいですね。他の委員の方はいかがですか。運営要領にはそこまで書く必要はないと思えますが。この委員会の運用としてそういう意見が出ておりますが、いかがでしょうか。

(永澤委員)

事務局からチェックで見てくださいとくる訳ですね。自分のところはどこか責任も持たないと。

(出石委員長)

特にご異論がなければ、この委員会においてはそのような形で会議録を調製するというところでお願いいたします。その他、ご意見ご質問等ございますか。

(佐々木委員)

これも運用の話ですが、開催日時の連絡については、一週間前というのは、あくまでも運営要領としてはそれでいいと思えますが、今回もそうでしたが、ある程度早めに、この日にちにやりますということで、事前にお知らせいただければ。

(経営企画部長)

事務局としては、日程調整は皆様のご都合をそれなりに配慮し調整をして、通知という形で皆様にお知らせするのは遅くとも一週間前までにと、そういう形でございます。

(出石委員長)

あとはよろしいでしょうか。私が一点気になるのが、傍聴要領で、傍聴受付で氏名住所を記入となっておりますが、それは必要でしょうか。

(経営企画部長)

ここもご存知いただく部分だと思いますが、その趣旨は、傍聴のあり方について市の中での運用のあり方としての指針めいたものがございまして、その雛形に準じて作りますとこのような形になりますと、ということで事務局案として提示させていただいておりますので、ご意見をこの委員会で頂戴いたしまして、委員会の総意としてということであればそれでいいですと。

(出石委員長)

私としては、市のやり方自体、指針という位置付けかわかりませんが、条例、規則があるならこの委員会で覆す必要はないと思いますが、この委員会で対応できるのであれば、今は個人情報の管理、収集の問題もいろいろとあるんですが、最低限の収集というものがこちらの条例にもあるはずなんですよね。住所・氏名をとることによって、何かこのこと自体意義があるのか、ないのであればあえてとる必要はないのではと思うんです。

(政策推進課長)

この点につきましては、平常で流れている分には事実上使用ことはありませんが、例えば、傍聴するに当たって守るべき事項、遵守しないような方を特定して対処しなくてはならない場合ですとか、そういった場合に実際の運営上困る場合が想定されます。住所につきましては、市民であることぐらいは最低限確認をした上で、限られた席になりますので対処したいという趣旨でございます。地番まで要求するという趣旨では本来的にはありませんが。

(出石委員長)

市民限定ですか。

(政策推進課長)

市民等が市民参加推進評価委員会のスコープですから、必ずしも市民限定はございません。

(出石委員長)

こだわるつもりはありませんが、市民以外の人に来たら拒否するということですか。できるんですか。公開原則になっていて・・・。

(庄嶋)

事前の拒否はできません。

(出石委員長)

ここはあまりこだわらなくていいですね。こだわらなくていいというか、私委員長として投げかけますので。これを流すということではなくて、そういう考え方がありますので、一方で考えられているような、委員会の公正な執行のための必要性はよくわかるのですが、一方で今個人情報の取り扱いというのは、非常に慎重にすべきところがありますので、必要のない個人情報を入れる必要がないと思います。そのあたりは市全体としてまた考えてみていただければと思います。これはあえて変えなくても私はいいと思いますので。よろしいですか。

(三木委員)

質問ですけど、たぶん個人情報取扱条例としての登録がもしかしてされているのではないかという気がしております。別の自治体で個人情報保護法審議会の委員をしておりますが、傍聴者で、傍聴に当たっては、こういった指摘したものも一応取り扱い事務としての登録が期間限定で多いですが行われていることがあります。全体としてはそういうことで、かなり定型的に住所・氏名については、目的を特定した形で事務登録がもしされているのであれば、そういうことも含めて少しご紹介いただければと思います。

(政策推進課長)

私の課でも他の審議会を持っておりますが、傍聴の際には同様の規定で対処しております。従いましてこちらが決まりましたら、同様の登録の手続きが、今後我々の事務的な手続きとして行われることが前提だということをご理解いただきたいと思います。

(三木委員)

それはどういう目的での登録になりますか。

(政策推進課長)

個人情報をこのような形で集めていますというようなところと、その使用目的を予め一覧表にして公開している形になっています。

(三木委員)

ただの取扱事務登録だと、一般的には利用目的と根拠法令とかがある場合は根拠法令登録されていると思いますが、その目的の部分が、手続きを説明されての登録ということでしょうか。

(政策推進課長)

一般的な審議会の傍聴人管理のためぐらいの理由で、たぶん登録されていると思いますので、今回も同様のものになると思います。

(出石委員長)

よろしいですか。その他なければ、いくつか運用とか、今後の検討材料が出ましたけれど、両要領(案)について原案のとおりということではよろしいでしょうか。

(委員より異議なしの声)

(出石委員長)

ではこの形で決定したいと思います。それでは、今日は傍聴の方はいらっしゃいますか。

(仲田)

おりません。

(出石委員長)

では本日公開の会議ですが、傍聴人はいないということで進めたいと思います。

では次に、次第では4になります。「平成19年度市民参加手続の実施予定の公表について」となります。これにつきまして事務局からご説明をお願いいたします。

(庄嶋)

私庄嶋のほうからご説明させていただきます。本日一番の議題が「平成19年度市民参加手続の実施予定」ということになるんですけども、実施予定そのものの審議に入っていたく前に、この委員会の役割というものというか、条例の上でどのように規定されているかということ、皆さんで確認し共有していただきたいと思います。今日、青いファイルに束になって様々な基礎資料という位置づけのものが綴じられているわけですが、最初のところ、

一番目が市民参加条例の本文ということになります。その一番目の資料、市民参加条例の第14条をご覧くださいませでしょうか。第14条の第2項で、委員会の役割というものが書いてあります。これらを市長から諮問して、それに対して審議いただくという形になります。それらを、皆さん2年という任期の中で、これら様々な議題が出てくるかと思いますが、それをこなしていただかなくてはなりません。年間大体3回の開催を今のところ事務局のほうとしては想定しております。それらを限られた期間の中に様々な議題が入ってくる場合の、現在のところ予想される、想定されるスケジュールが資料4というものになります。A4横長の資料になりますが、こちらのほうに開催スケジュール想定というものがあります。これはあくまで想定で、今後変更もあると思いますので、想定とさせていただきます。今様々な審議事項があったわけですが、それを割り振ってみたものを簡単に説明させていただきます。

この市民参加条例では、大きく市民参加手続というものと市民提案手続というものがあります。市民参加手続というのは、市の側が、市の機関と呼んでいますが、市長ですとか教育委員会、こういったものが市民の側、市民等と条例ではいいますが、市民等に働きかけるもので、市民提案手続はその逆で、市民等が市の機関に対して提案を行うものということになっております。市民参加手続に関してなんですけれども、そちらのほうの運用は、まず年度の始めに、今日審議していただく実施予定を公表しまして、年度末に実施予定に基づいて行われた実施の結果、こちらを実施状況として取りまとめます。実施予定の公表にあたっては、本日皆さんにまずは審議していただいて、その上で内容が最終的には実施予定として確定するという形になります。一方で実施状況、結果のほうですけれども、こちらは事後的に評価していただく形になります。いずれも、今のところ3回想定しているといいましたが、第1回の会議のところで今年の実施予定はこうですよ、昨年度の実施の状況・結果はこうでしたが、それについてどうだったか皆さんでまとめの審議をしましょう、という形になるかと思えます。但し、今年度は初年度ですので実施状況はまだありませんので、そちらのほうは、本日はないということになります。

それから市民提案手続ですが、こちらのほうは年に2回ほど期間を定めて、1ヶ月ずつを想定していますが、期間を定めて受け付けるということになっております。そのときに出てきた市民提案の内容ですが、この内容は最終的に市がそれを採用するか採用しないとか、最終的な判断を下す前に皆さんに審議していただくと、つまり皆さんの意見を踏まえた上で最終決定をして決めさせていただきますと、そういうふうになっております。ですので、2回の受付があるといいいきましたけれども、2回の受付のタイミングに合わせてこの委員会も開かれるということになりますのでご了解いただきたいと思えます。

それから、この評価委員会、推進評価委員会という形で、評価委員会という名前になっております。それから条例の見直しというのが、先ほどの審議事項第14条第2項の中に入っているという形です。ということで、評価というものの役割に入ってきます。評価という

ものを、各委員の皆さんのただの印象であらうかと言いつつ終わりにしてしまったり、結局のところ何の結論が出たのか、我々としても分からなくて困ってしまいますので、できればそのところを、評価の項目ですとか方法ですとか、そういったところを定めて共有していただいて、その上で昨年の運営の状況はこうだった、こういうふうにもっとすべきだ、ということの評価していただきたいと、そういうふうに委員会としての結論を出していただきたいと思います。但し、今年度は初年度でまだ評価の仕組み自体がございませんので、まずは今年度定めていただく議論をしていただいて、来年度はそこで決まった評価の仕組みを実際に当てはめて評価していただき、委員会としてまとまった考え方を示していただけるといふふうに、事務局としては想定しております。以上になります。

(出石委員長)

ただいまこの委員会の役割、これが条例第14条第2項第1号から6号になっていると、それからそれに基づいて、平成19年度20年度、第1期の委員会の開催スケジュール想定について説明がありました。まずここまでについて、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

正直言って、結構重たい役割を担っていると思います。条例のほうを見ていただきたいのですが、条例第14条第2項にいくつか役割、説明がありましたように1号から6号までありますが、どうしても市民的な感覚だと条例は読みづらい部分があって、例えば第2号に「市民参加手続の対象に関する事」と日本語で書いてあるわけなんです、市民参加手続というのは、ちゃんと定義がなされておまして、条例第2条の第6号に市民参加手続と書いて「市の機関が、行政活動に市民等の意見を反映させるために、行政活動の企画立案から決定の過程、実施及び評価の各段階において、市民等に意見を求める手続をいう」と書いてあります。だから、市民参加というと、何でも行政への参加ととってしまうとそうではない、この条例上の市民参加手続といった場合については、市の機関から出てきたものに対して意見を言うことが市民参加手続です。そのあたり、今日始まる前に条例のレクチャーをされていると思いますが、市民委員の皆様は大変なんです、今後この委員の任期中に早めに飲み込んでいただいて条例をなるべく理解していただければと思います。いかがでしょうか。

(中島委員長職務代理)

条例の見直しというか、そういったことについて、2年間かけて結論を出していくというようなスケジュールを考えればよろしいのでしょうか。

(政策推進課長)

それにつきましては、条例の附則第3項の中で、「市の機関は、この条例が常に社会情勢及び市の市民参加の実態を的確に捉えた内容となるよう、施行後3年を超えない範囲において見直しを行うものとする」という附則がつけられておりますので、リミットとしては3年です。ただ、必要な資料が集まった段階で、皆様の任期が2年間、ベース2年間というのがありますので、その2年の段階で一度精査していただくのがよろしいかと考えております。

(三木委員)

基本的にこの委員会というのは、市の機関から諮問を受けておりますので、条例の見直しについても何らかの時点で諮問があると考えてよろしいのですか。

(政策推進課長)

それにつきましては、諮問の形を当然とらせていただいた上で答申ということになるかと思えます。

(出石委員長)

要するに、今出された開催スケジュール想定の評価検証というのは、市民参加の評価をするための仕組みの検討ですよ。それをやっていって、他の実施予定の検討を条例上やっていくんだけど、それをやっていながら、しかしながら附則第3項というのはこの条例全般の見直しという規定だから、条例の運用によってこの見直しを行って改正をするという可能性があるということですよ。で、この改正が3年を超えないということによろしいですか。そうするとやはり通常だと、三木委員がおっしゃられていたとおり、諮問を受けた形でこちらは答申をするという形になるんですかね。それでよろしいですか。

(三木委員)

これは以前に面接を受けた際の意見というか、懸念として申し上げたことですが、市民参加の評価ということが大変難しいといいますが、例えばどれくらい意見が出たとか、どれくらい傍聴者がいたとか、参加者がいたとか、そういう評価は簡単なのですが、質的な評価は大変難しいということと、市民参加手続の方法も同じように条例の7条に規定をされておりますが、かなりその手続を市民の主体的な参加という点では、いろんなレベルが入っているというところがありますので、どういう評価をこれからするのかとか、全体としてどういう評価ができるのかということと、手続ごとにどういう評価ができるのかという意味では、投げかけられている課題は重いなと思っております。正直、適切にどういう形の基準で評価ができるのか、個人的には分からないところがありまして、いろいろと今回議題を抽出していただいておりますが、限られた期間の中で、効率的に意見交換ができる方法を工夫して考えていただければというふうに思っています。

(出石委員長)

その辺はまた事務局のほうで、回数もそんなに多くないので、効率的な議論ができるような資料作りや運営をお願いできればと思います。他はいかがでしょうか。

いずれにいたしましても、おそらく私もこういう条例で市民参加手続状況を第三者機関が評価しようというのはあまり見ていないんですね。かなり難しいことで、ある意味実験という怒られてしまいますが、これをせっかくなんで、四街道市の市民参加が本当に推進していくような形で、我々も試行錯誤で取り組んでいく形でいけばいいと思うんですが、そういう認識で皆さんよろしいでしょうか。それでは、スケジュール想定についてはご理解いただいたということで、今後の具体的な案件、開催時期などについては、今申し上げましたとお

り、事務局と調整しながら日程調整などを進めてまいりたいと思います。

それでは、本題に入りますが、平成19年度市民参加手続の実施予定、今日最初の実施予定の検討となります。これについてのご説明をお願いいたします。

(庄嶋)

引き続き説明させていただきます。そういうわけで先ほど諮問に応じて議論していただくという形で、本日の議題になっております、「平成19年度市民参加手続の実施予定」、これに関しても諮問というものがあり、お手元に諮問文がございますので、そちらをご覧ください。

今日、実施予定に関する資料ですが、資料3というふうに書かれております資料ということになります。

案を説明する前に、案の内容に入っていく前に、基本的な事項として、その条例の中でどういうものが市民参加手続の対象になるのか、もう一度おさらいをさせていただきたいと思います。市民参加条例の本文の第6条第1項をご覧くださいと思います。市民参加手続の対象となる行政活動は次に掲げるものとする、とあります。これを掻い摘んでいきますと、1番目のものというのが、市の基本的な事項を定める計画の策定とか変更、2番・3番は条例ですが、2番目は特に分権時代に入りまして出てきた、市の基本方針を条例の形式で定める形式が増えてきていますので、そういったものの制定・改廃、一方で、やはり分権時代になってから、市民の権利を制限するとか、義務を課すもの、これについては条例形式で定めましょう、ということになってきていますので、そういった条例に関する制定または改廃、4番は、規則で定める大規模な施設、施設に関してですが、「規則で定める」と出てきますが、これはファイルに綴じてある資料の2番のところに、後で読んでいただきたいのですが、施設の規模ということが出ています。これは事業費が概ね5億円以上かかると、そういった大規模な施設ということになっておりますので、そういった大規模な施設の計画の策定とか変更、これが4番です。5番は、1から4番に触れていませんが、市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入または改廃というものになります。これら第6条第1項に当てはまるものについては、基本的には市民参加手続をとらなくてはいけないということになります。ちょっと例外ですけども、第6条第4項をご覧ください。第4項には「市の機関は、第1項各号に掲げる行政活動以外の行政活動についても、市民参加手続の対象とすることができる。」とあります。つまり、第1項に当てはまると基本的にはやらなくてはいけない、では当てはまらないものはやらなくてもいいのかということ、条例の考え方としては、できるだけ広く参加をやってほしいというのがありますので、第4項に当てはまるということを根拠にして、第1項に当てはまらないものでも積極的にやるということができるということになります。後ほど今年度の実施予定の説明をしますが、第1項に該当してやるものと、第4項に該当してやるものの両方がありますので、後で気を付けてご覧いただければと思います。それから市民参加手続の方法に関しては、第7条の各号に説明がありまして、4つほど具体



的に定めた部分があります。一つが意見提出手続、これは所謂「パブリックコメント」という名前で全国的に広がっているものですが、要するに計画などの案を行政が示して、基本的には書面で市民が意見を提出してくるというもの、それから意見交換会手続、これは計画などの案を示した上で、それに対する意見交換を対面の場で行っていくようなもの、それから審議会等手続ということで、審議会等に公募委員として参加するという形式もあれば、それこそ先ほど議論もありました傍聴に来るというのもあるでしょうし、そういったスタイルです。それから市民会議手続、これは通常「ワークショップ」という呼ばれ方をする場合もありますけれども、当市では市民会議という呼び方しております。計画などに対しての市民意見の方向性などを、早いうちに話し合いをしてそういうものを見出していこうというそういうスタイルのものになっております。これ以外に、例えばアンケートに回答する形で参加するとか、インターネット上の電子会議室というものが当市にもありますが、そういった形で参加するというのもあるので、そのあたりの参加の方法ということになります。今ご紹介した参加の対象と方法、これを結びつけるものとして、第8条というところにあります、先ほどの第1項、基本的にやらなくてはいけないもの、これに当てはまった場合は、あとで見ました参加の方法のうち、意見提出手続、ないしは意見交換会手続、これは必ずやらなくてはいけないというふうになっております。ものによって市民の方が参加している場で深く審議をしていったほうがいいもの、そうしないとなかなか市としても考え方がまとまらないもの、そういうものについては、先ほど見ました審議会等手続ですとか、市民会議手続、こういったものも併せて行くと。先ほどいいましたとおり、意見提出手続、意見交換会手続、これは必ず行い、それに併せて努力的に行う内容がその規定になっています。そこまでのことを頭に入れていただいて先ほどの実施予定一覧を見ていただきたいと思います。資料3の1、最初の部分ですね。ここは大事なところですので、ざっと一通り確認したいと思います。1番が「市民協働制度導入のための指針の策定」。これは根拠が第6条第1項第5号ということ、先ほど制度ということで、市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度、これに当てはまります。意見交換会手続、市民会議手続、意見提出手続、これらを予定しています。2番が「情報化推進計画の策定」、これは基本計画ということで、1号に当たるということになります。情報化ということもあるので電子会議室の活用と、意見提出手続を予定しております。3つ目、「健康よつかいどう21プランの策定」、これもプランとついているように、基本計画ということで1号に当てはまります。ここに印で、「着手済みであるが附則第2項は適用しない」と書いてありますが、条例の先ほどの附則のところ、見直しのところを見ていただきましたが、その同じ附則の2項のところをご覧ください。これは要するに条例を施行した最初の年度だけに当てはまってくるようになりますが、この条例の施行の際に既に着手されている、そういう行政活動であって、時間的な制約ですとか、その他正当な理由で市民参加手続を実施することが困難というものについては、この手続をやらなくていいよ、という規定の附則がありますが、その附則にもかかわらず、それでも市民参加手続をやりま

すというのが、この3番目、「健康よつかいどう21プランの策定」になります。ここでは、既に済んでいますアンケートをやっておりますし、そのあと市民会議手続、それから審議会等手続、具体的には保健福祉審議会、そして意見提出手続を予定しております。4番「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の改正」ということで、これは権利・義務に関する条例ということで、第3号の適用、そして意見提出手続、審議会等手続、具体的には環境審議会を予定しております。5番目、「一般廃棄物処理基本計画の変更」ということで、これは基本計画ということですので第1号、意見提出手続を予定しております。その5番に関わる形になりますが、6番として、「一般廃棄物処理施設整備基本計画の変更」ということで、これは施設に関わることですので第4号、意見提出手続を予定しております。7番目、「都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例の制定」、これはやはり権利や義務に関することで第3号、意見提出手続、審議会等手続、具体的には都市計画審議会を予定しております。8番、「みそら団地方面から物井駅東口への新設道路の整備計画の策定」、これは道路という施設に関するものですので第4号、意見提出手続を予定しております。それから9番ですね、「耐震改修促進実施計画の変更」、実施計画ということで基本計画ということではないんですが、これに関しては県のほうで同じ計画についてパブリックコメントをやったということもあって、市のほうでもパブリックコメント、意見提出手続をやるということで第1項ではなく第4項でやるということになります。10番目、「下水道事業中期経営計画の策定」、これは基本計画的なものということで、第1号でやります。意見提出手続を行います。11番、「生涯学習推進計画の策定」、これは先ほどの「健康よつかいどう21プラン」と同じような感じですが、基本計画でなかつ、もう着手済みであります。附則第2項は適用せずに行うことということで、こちらアンケートが既に済んでおまして、今後審議会等手続として、生涯学習推進協議会を行います。それから意見提出手続を行うということになっております。これらが実施予定一覧の案になります。次のページをご覧ください。こちらは実施予定ではないんですけれども、参考資料としてこれも公表対象とするもので、公募委員が含まれる審議会等となっております。これは、この条例でいう審議会等手続は、公募委員を委員会とか審議会の中で、全員又はその一部が公募委員であるような、そういった審議会等をこの条例でいう審議会等手続きというふうに定めておりますので、一体どういふものがあるのかということを一覧化したリストがこれになります。一つ一つは読み上げませんけれども、現在8つほどあるということになります。先ほど実施予定の一覧のところでも、既にこれらの名前が出てきていると思いますが、公募委員がいるものに関しては、こういった審議会等手続での扱いになってくるということになります。それから次のページです。これも参考と書いてあって、「平成19年度市民参加手続の対象としないことが見込まれる行政活動の一覧」の案ということになります。これは何かということですが、もう一度条例の本文をご覧くださいなのですが、先ほど第6条第1項というところで、これに当てはまったら自動的に市民参加手続をとらなければいけないものと確認しました。その例外

として、第2項ですけれども、これらに当てはまると第1項に当てはまっても市民参加  
手続をやらなくてもいいよというものがあります。それが第2項ですが、一つは軽易なもの、  
それから緊急に行わなければならないもの、それから法令の規定により実施の基準が定めら  
れており、その基準に基づいて行うもの、これは市の独自性が発揮できないものですね。そ  
れから市の機関内部の事務処理に関するもの、人事とか会計の処理の仕方だとか、それから  
市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの、そしてその他前各号に準ずるもの、これら  
に当てはまるものについては、市民参加手続を行わなくてもよいというふうになっておりま  
す。ここの今参考といったところの意味ですが、一個前に書いてあります。つまり、例えば  
何かの条例を改正するということがあったとすると、条例の条文のどの部分を改正するの  
かで、第1項に当てはまって第2項には当てはまらず基本的にやらなければならないものと、  
ものによっては第2項に当てはまるからやらなくてもよいよというものが出てくる可能性が  
あると。それは実際には、改正の条文の内容を見ないと分からない話なので、年度の冒頭の  
時点で、これは今年取り組むことが予想される、あるいは毎年度改正などを行っているの  
で、やるものが予想されるというものがここに出ているわけですが、最終的にそれが対象と  
なるかどうかは実際にそれを改正することになってみたときにならないと分からないとい  
うことで、年度の初めの時点で、これらは公表の対象とせずに見込まれるということに  
してあるということになります。それで、これらは年度末に最終的に第2項に該当して  
やらなくてよいほうに入っていたのでやりませんでしたということは、年度の最後に  
まとめまして、やらなかった理由をつけて公表するということになります。それまで  
公表しないと、それまで参考として今回は載せさせていただきました。以上、説明のほう  
は終わりにいたします。

(出石委員長)

ありがとうございました。ただ今、事務局から19年度の市民参加手続実施予定  
関連について説明がありました。ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

(宮原委員)

行政活動の名称があり、やるものとかやらないものとか対象になるとかなら  
ないとかお話がありましたが、そういうものはどこが決めて、そしてどのよ  
うにやるのか、そのへんがよく分からないのですが。

(庄嶋)--

基本的にはまず庁内で、我々のほうで作業しまして、条例の条文の内容に解釈  
を加えながら、これは第何号に当てはまるとか、これは何号に当てはまりそう  
だとか、こちらのほうで調整しています。それを庁内の市民参加推進本部とい  
うものがありまして、そこで最終確認をして、そして実施予定、今の段階  
でしたらこういった区分けになってこれを公表対象になるでしょうと役所の中  
で決めて、ここでもう一度見ていただいて確認すると、そういう形になります。

(宮原委員)

このほかにも具体的に行政で活動している部分もあるということでしょうか。

(政策推進課長)

もちろん行政ですから、計画も基本的なものから、所謂個別の事業の実施計画のようなものまで沢山のレベルがございますので、まずは全ての行政活動を念頭に置いた上で、この条例の規定に従いまして、当たりそうなものを各担当課のほうから吸い上げまして、当課で取りまとめ、その上で洩れ落ちがないかどうかということ一旦チェックさせていただいて、不足があるようであれば、これは入れなくていいですかといったやり取りを、庁内でヒアリングを2度ほどさせていただいて、その上で最後確認の形で、庁内でもう一度全部見てもらって、その上で議論になるものは内部で議論した上で、まとめた仕様のものが資料3の形になっております。

(出石委員長)

ありがとうございました。ちょっと関連しますが、仮にそれでも洩れていた場合、それと別に、新しく、今日はなかったけれどもこのあと行政活動をしていく中で、新たに関わるものが出てきた。予算でいえば補正予算ですけども、そういうケースは想定されなくはないと思いますが、そういう場合にはこの委員会としては第2回とか第3回にけることになるのでしょうか。

(政策推進課長)

まず、この公表の、条例にあります趣旨から考えますと、市民の皆様方が意見提出手続なり、市民参加手続をしようとする際に予めこういう予定がありますよというのを了知いただくという趣旨が一番大きいので、本日はまずこの段階で、最初ということで委員会のご了承を得てから公開の予定をしておりますけれど、基本的には本委員会のご了承を前提といたしまして、今後は新たなものが入れば、前広に積極的に公表していくと、その上で次の委員会の際に、再度ご確認の意味でご報告させていただくというような運用をさせていただくのがよろしいかと思えます。

(三木委員)

いまいち分からないところがあるんですが、今回公表する資料について諮問を受けていますよね。諮問の対象としては、予定一覧というのを公表することについて諮問されているということですよ。その他の参考資料としてくっついてきているものは、これはどうなんですか。

(政策推進課長)

私どものほうで、この委員会が終了したあと考えております対応としましては、この案とさせていただいている本案件の公表と併せまして、この参考につきましては現時点で公表はしたいと、その上で一番最後、3枚目に付いておりますものにつきましては、現段階では目算のものなので、今は公表しませんが、年度末の段階で再度委員会にお諮りしたのちに、結果として公表するというようなことを想定しております。

(三木委員)

そうすると、諮問としては、公表しますというのは、最終的な行政としての判断になると思いますけれど、諮問に対する所謂答申のようなものが出てくるものですが、それは、一覧表がこれでよいかということについて、「これでよい」という答申を書くということでしょうか。

(政策推進課長)

よいという答申なのか、こういう項目を積極的に入れるべきだというようなご指摘があれば、そういった答申になりますし、これは細かすぎるから分かりやすさの観点から落とせというご指摘があれば、それを踏まえて対応するということになります。

(三木委員)

そうすると、公表対象としての行政活動が適切かということと、実施方法について適切かということの二つについてここで検討した上で、答申という形になるという理解でよろしいですか。

(庄嶋)

この表に関する部分は、一覧に関する部分は全てご意見をいただいて、皆さんのほうで変更が必要というところとかあれば、すぐにまとめて出させていただくものになります。

(三木委員)

そうすると、対象としないことが見込まれる行政活動が、所謂適切かという、そういう観点から言ってしまうと入ってしまうんですが、どういう話の検討をすればよろしいですか。

(経営企画部長)

この審議の便に供するためにこの参考をつけております。

(三木委員)

そうすると、例えばこちらに入っているものは、そもそも今回市民参加手続の対象としたほうがいいんじゃないのかとか、そういう議論をするという理解でいいんですか。

(経営企画部長)

本来的にはそういう議論をいただくことはあり得るんですけども、先ほど庄嶋からございましたように、そのような内容まで確定しているわけではないということもございまして、市税条例などは毎年必ず改正があるんですけども、改正の部分はどこかというのは、現段階ではまだ分からないという問題があります。ですから最終的には、多分通例ですとこういうものは出てくるし、それはそれで該当するんだけど、現状で分からない中、あるいは対象としないことができることに基づいて、今のところの事務局の見込みとしては、最終的にはこれらについては実施予定ではなくて、実施しなかったことについての理由の公表の際に概ねこういう形でリニューアルされるような形で出て行くんじゃないかということでご覧いただいて、この中にあるのもので、これは実はそうではないじゃないかという話がもしございましたら、諮問のほうを基に落としていくべきじゃないかという議論は、体裁的には

あり得ると思っております。

(出石委員長)

今の話は、結局、我々委員会としていただいて分かるものというのは、市がやるよといっているものと、今のところ想定は分からないけれどやらない、本当はやる項目なんだけれども、第6条第2項に当たるからやらないと考えているものなんだよ、これしかないわけです。データとしては、だから、一つは実施予定になっているうちの、端的にいえばこの項目、行政活動の名称、これが当たるか当たらないか、それから実施方法がこれでいいかどうかの判断と、やっぱり参考とついているこの部分が、やはり実施すべきではないかという議論しかないでしょ。それ以外のことは我々には分からないわけですよ、仮にここに出てこない限り。見たところ、今最後のペーパーを見ると、条例で元々明確に書いてある市税の賦課徴収、その他金銭の徴収に関するものが圧倒的に多いわけですよ。これについては多分言いがたないわけですよ。むしろ、今日はここにはないんだけれども、軽易なものだとか、緊急に行わなければならないものだとか、こういうものが出てきたときには、そうではないんじゃないという議論はここではあり得ると思います。この流れでいいと思うので、この後、具体的にこの資料を見ていただきながら、中身の検討をしていただきたいと思います。そういうことでよろしいですか。事務局のほうとしては。

(中嶋委員長職務代理)

今のことにちょっと関連するんですけども、例えば、今委員長がおっしゃったような軽易なものだとか、途中でこれはというものが出てきた場合、それは市がそのように判断されるだけではなくて、これは比較的小規模な事業なんだけれども、市民の側でこれについて意見を言ったりとか、市民参加手続をしてほしいという要望ですとかニーズがあった場合に、どうお応えしていくかといったような仕組みとか、そういったものを想定されているのかということをお伺いしたいと思います。

(庄嶋)

実施予定の市民参加手続を行うものに、その計画を入れたほうがいいのか、やったほうがいいのかについては、今のところこの条例上の制度自体はないんですね。最近そういったものを取り入れて、実施予定の一覧を見た後に、あれもこれに入れるべきだとか、市民参加手続の提案ができる制度を取り入れているところもありますが、今のところなくて、内容についても市民意見という形で伺う。出てくるものはあると思いますけれども、それについて、何らかの参考にするとは思いますが、それでどうというのは今のところありません。

(中嶋委員長職務代理)

そういう仕組みはないということですね。

(政策推進課長)

現段階の条例の構成でまいりますと、基本的にはこれはやらなかった若しくはこれはやりますというものを称して、事後的にこういうものはおかしいというようなご批判がくれば、

次年度の運用で改善していくというような制度の運用が予定されているので、現段階はあれについて言いたかったのにといいふうな市民の方の意見があったときには、直接それ応えるのはなかなか難しいのですが、同じような類型の案件が翌年度入った場合に、市として運営の趣旨が市民の権利という位置付けをしてございますので、そういった意見をいただいたからには、それを尊重して市として取り組むように私どものほうから関係課に働きかけていくというようなことが必要になってくると考えております。

(出石委員長)

その点、委員長から申し添えておきたいのは、今の場合は、中嶋委員からあったのは、本当は当たらないのだけれどもやってほしかったという話ではないですか。当たるのにやらなかったというものが出てきた場合、それは、今事務局でスクリーニングマークをやっているからないという結論でいいと思うんです。そういうことについて、私としては洩らさず必ずここに出していくという形が大事だと思うんです。

(経営企画部長)

条例の構造として、まず一つ、今回ご審議いただいている実施予定一覧は、条例第16条に基づいて当年度の実施予定を年初に年一回公表すると、年度の頭の時点で、今の時点ではどうということが想定されているかということをお示しします。次段の行為としては、ここに掲げてある各事務に関しても、これについては意見交換会手続をいつどういうふうにやりますから参加をしてくださいと、或いはいつまでにここに出してくださいと、個別に入ってもらいます。そういったまわしをしていった中で、最終的には年度末において、該当するんだけど、一定の理由にしたがって対象としなかったものについては、その理由を付して、それは全体として公表すると、それについては事後の批判に任せて、次年度以降に反映させていくと、こういう流れになっております。一連の流れの中で考えると、今ご指摘の洩れ落ちというのは、対象に当たるものについては、基本的に洩れ落ちないように気をつけるつもりですので、多分解釈が極めて微妙にわたる部分が出てきたときに、それが結果として洩れ落ちということがあるかもしれないところだと思います。ですから、そういった部分については、我々がスクリーニングするときに、委員長が言っていたように気をつけてやってもらう部分だと考えております。

(出石委員長)

他いかがでしょうか。この一覧、それから参考の部分を含めて、ここで了解をすると、このようなものが、第16条の規定に基づいて公表されるということになります。なかなか分からないですよ。

(栗原委員)

一つ伺いたいのですが、今回一覧で出した実施予定というものは、必ずやるということで確定として考えてよろしいわけですよ。実施予定のところでも市民参加手続を載せていますけれども、これは必ずやると。

(庄嶋)

予定ですので。必ずやってもらうように我々としてもチェックしながら進めていきます。ただ何分初年度で、それぞれの手続の進め方自体について、各課で分からないところがあって、相談に来られたりするんですよね。そこでこちらとしてもアドバイスしまして、ここに掲げられているものはやると。

(栗原委員)

時期的なもののズレはあるかもしれませんが、参加手法というものは確実に取りまとめる

と。  
全体として我々が良い悪いというのか、それとも個別に1から11まであげられたものを一つ一つ検証していくのか。行政活動の名称というものが載せてありますけれども、基本計画のような表現で載っていれば分かりますが、それ以外のものは行政活動の中身が私達にはよく分からないものがどうしても生まれてしまう。そのときに本当に市民が参加したい、参加すべき計画なのかということの判断が、行政活動の名称だけではちょっと分かりづらい、この行政活動が一体どのような行政活動であって、市民にどういう影響があるのか、そういうものも内容として載せていただかないと、これを見ただけで分かる人間というのは、本当に極一部の政策通の人間だけでして、一般の市民がこれを見てもまず分からない、分からないければ情報を公開する意味がないと思うんですよね。市民に公開する以上はもっと分かりやすい形で情報を公開してもらいたい。実施根拠について、こういう各号が載っておりますので、これについては致し方ないと思います。あと実施方法につきましては、原則例えば5番目、6番目といいますのは、正直意見提出手続だけしか載っていない、最低限のこれだけをやればよいというような事柄に、市民の側からはとられてしまいますし、一つしかとらないものを見ていきますと、比較的その実施時期が迫っているという時間的な問題があるんだろうと思いますけれども、時間的に余裕のあるものでも参加手法が一つしかなされていない、こういった事柄も、果たして事務局のほうで、これでいいということを既に判断されておられるのかどうか、これ以外にもっとやらなければならないという努力を事務局のほうでなされているのか。正直とても変な話ですけども、一覧はおそらく市政だよりに載せて、市民に見せて一覧計画を出しましたと。市民に参加してください、そういうことを市のほうで広報として行うわけですけども、広報活動は市民が分からなければ広報としては意味がないので、もっと分かりやすい内容で、広報として市民がこういうことをやっているんだ、行政がこういうことをやっているんだ、こういうものを計画しているのであれば私も参加したいと、そういう気持ちがこの文章の中から理解できなければ、これでいいですよという形をこの審議会の中で認めて、このままでプリントアウトされて市民に出されても、果たしてこれで市民は分かるのかなと。

(出石委員長)

今の点は2点大きな点。おっしゃるとおりで、端的に言えば、行政活動の名称、この1行



2行、これではまずいだろうと。では、これをどうすればいいのかということはありませんが、少なくともこれを出すときには、ここに説明を入れるとか必要があるのではないかとのご指摘が一点と、特に8・9・10あたりが、5・6もそうですが、条例上第8条第2項で「努める」、市の機関に「努める」という規定を条例が求めているにも関わらず、全体のうちの半分ぐらいが努めていない、努めた結果載らないではなくて、それが果たしてどうなんだろうかと、この二つでよろしいですか。それではすみませんがお答えいただけますか。

(政策推進課長)

計画の性質等にもよりますが、皆様方には青いファイルの4と書いてあるところを一枚めくっていただきますと、市民参加条例のポイントというような形で、私どもの内部で研修に使うために作った資料がございますけれども、市民参加条例の制度の概略を説明したような形になっております。ただ今委員長がご指摘のとおり、手続の方法自体は、義務実施の2種類プラス努力義務を課してある手続の2つの組み合わせで、できる限り2つ以上やりなさい、という規定になっております。ただ、この中身を見ていただきますと、意見提出または意見交換会は、市民の方から意見を聴くのを、文書で聴くのか口答で聴くのかという種類のものは義務実施、それから審議会、市民会議手続といえますものは、基本的に、ある程度前段階で意見を聴きなさいという趣旨のものがもう一括りと理解しております。そういった意味合いでは、市民の皆様から細かな提案をいただいた上で計画原案を作る性格のものと、行政サイドの中で事務的に詰めて計画を作ってからでない意見を聴くことに適さないものと、そういう類型のものがございますので、私どもの内部のほうでも、実際ヒアリングをするに際して、両方できる可能性があるものはできるかどうか検討してくださいという要請はした上で、類型的になかなかこの2つをセットでやる、努力のほうをセットでやるには、なかなか馴染みにくいものが意見提出手続1本になっているというような理解で、我々は整理させていただいております。

(出石委員長)

栗原委員がお話されているのは、多分それは承知をしていると思います。というか、一般市民が見たときに、「なんだよ、条例上努力と書いてあるのに、やっぱりやらないんだ。」ととってしまいますから。どうでしょう、一つの提案としては、今日皆さんの了解を得なければならぬのですけれども、そこについても、意見提出手続しかやらないようなケースについては、審議会等手続、市民会議手続をやらない理由、今おっしゃられたとおりですが、事前にもうやるものではないんだと、そういうことをオープンにするときに付けておいた方がいいのではないのでしょうか。それから先ほど言った行政活動の名称についても、これが何かということが分かるような説明を加える、そんな形でどうかと思いますが、栗原委員、どうでしょう。

(栗原委員)

はい。あともう一つおまけで誠に申し訳ないです。市民会議手続のようなもので、何が

事かといいますと、公募委員を一体どれくらい考えているのだろうか。やはり人数的なものも、もしも分かるのであれば、早めに何月ごろ10名募集しますとか、大体そういうことが分ければ、それに合わせて市民の側も予定を組むことができると思いますので。できるならば、おまけとして人数のようなものも入っても良いのではないかと思います。

(庄嶋)

気がつかなかった点です。そういう情報も必要かなと思いますので、その点は改善、検討していきます。

(出石委員長)

それは事務局のほうに。今の点、皆さんいかがですか。栗原委員からあった、行政活動の名称が市民の視点からしたらわかりづらいと、実施方法が一つしかないことについて、市民に説明責任をもう少し果たしていただくという形で提案しましたが。ここで本当は出せないのですが、ご理解いただいてよろしいですか。そういうことで、オープンにするときにもう少し説明を出すと。行政活動の名称の説明と、実施方法が一つしかやらない、努力規定の結果できない部分、それについてなぜできないのか、やらないのかということを出すということで、調整していただきたいと思います。その他、いかがでしょうか。

それでは私から。公募委員が含まれる審議会等は8つありますが、公募委員が入っていない附属機関、審議会等は全部でいくつありますか。全体の附属機関、審議会等は何審議会等あって、そのうち8委員会が公募しているということを確認したいのですが。

(吉橋室長)

定かではありませんが、全体で60ぐらいかと思います。

(出石委員長)

この委員会の役割ではないかもしれませんが、情報公開、総合的な情報公開という規定、こちらの情報公開条例でもありますから、公募とか会議の公開とか、一連の範疇に入るんですね。したがってその60を、60分の8だと十数パーセント、これを、いかに公募委員を高めていくか、たしかに公募委員を入れられない審議会等があるのはよく分かります。情報公開審議会とか、判断というか採決というか、行政の判断が正しいかどうかの採決をするような機関であればなかなか入れられないのですが、そういうことを踏まえながら、一つの要望としてですが、だんだん広げていく必要があるので、そういう確認、把握をされたほうがいいと思います。全体の審議会とそれに対する公募委員がどのぐらいの率で入っているか、事務局としておさえておいていただきたいと思います。

(経営企画部長)

今の意見について、市としても市の審議会等によって公募委員を入れていきたいと思いますという流れの中で、全体として進めているところではあります。そういう中でございますので、事務局で内容を確認いたします。

(栗原委員)

その点に関しまして、公募市民委員を一定の割合で入れていこうというような指針が確かあったと思います。最低でも2割ということが明確に行政の中で文書化されているわけですが、2割以下というのが現状でございます。この一覧に載っているもの、それに対してコメントを出す審議会ではありませんので申し上げられませんが、指針というものを、今どういうものが現状で出されているのかということも、もし出す意思があるならば、こういうものをオープンにしたときに、四街道市ではこういう指針の下で、本来でしたら4割5割と私はいきたいですけれども、最低でも絶対2割は確保しようという目標を持っていながらも、現状ではこういう公募委員の割合になっているということも、やはり市民に知らせていくべきではないかと考えています。

(経営企画部長)

その点について、市民参加のこの手続の中でできるかどうかということは、申し訳ございませんがご検討させていただいて、ただこの場において確かにご論議いただいたことは、審議会の持ち方をやっている別のセクションがありますから、きちんと伝えて、これについて働きかけをさせていただくと、そういうご理解をお願いいたします。

(出石委員長)

よろしいですか。直接は関わらないと。

(栗原委員)

直接は関係ありませんので。

(出石委員長)

ただ、会議録には残しておいてください。他いかがですか。

(宮原委員)

今のことにちょっと関連するのですが、行政活動についての流れがありますね。先ほど市長もおっしゃられていたとおり、市民協働制度の導入、これの前提として、市民参加の条例をやるのだと。3年がかりでもって今度は協働条例をやるのだと。先ほど分かりにくい名称は説明責任があると出ましたが、その辺の流れも一緒に、我々委員には是非とも流れも教えていただきたいと思います。

(出石委員長)

流れというのは、公表するときにそういった流れも一緒に。

(宮原委員)

公表ではなく、我々だけでいいんです。

(委員長)

この委員会の中でですか。

(宮原委員)

この委員会の中で。それは大事なことでして、それが分からないとその一点だけをどうかと言われても混乱しますので。

(経営企画部長)

よろしいですか。市長の挨拶の中でもありましたように、最初の市民参加、市民協働ということで、大きな流れの中でできておりました、まず、取っ掛かりというのとは違いますが、それまで取り組んできた一つの成果がこの条例で解決しましたと。あとはこの運用を図りながら、その先には市民協働指針というものを見据えて、今やっておりますよということがございまして、そちらのほうは今まさに取っ掛かり、これから進行というものがございまして、現時点で確たるものを皆さんにお示しできる段階にないのですけれども、概ねどういった進め方で行きましょうといったところがある程度整理できた段階で、皆さんには説明ということでお示しすることはできるのではないかと考えております。

(出石委員長)

よろしいですか。

(永澤委員)

確認してよろしいですか。私、この委員会はずっとすごいのかなと思っていましたが、今聞いてみますと、結局ここに載っている行政活動の内容、ずっと11までありますね。この内容が分からないので詳しく聞きたいのですけれど、この内容を聞いて、市民感覚としておかしいと思うことは、我々はそれを変更するような力、権限はなくて、ただこれを実施方法のところに、どういう事業をやるかということを審議するだけの委員会なんです。内容をどうのこうの言えない。例えば、こんなことはないのですが、行政活動の名称で「情報化推進計画の策定」というのがありまして、ものすごく費用がかかる。こんなバカなことをやるのかというような市民感覚があっても、それは、実施方法として電子会議室と意見提出手続をやりなさいと。内容には我々は口出しはできないということなのですね。

昔、工場内で提案というのがありまして、提案の場合には、それを金額で出せとか、一覧表があって、その申請書の中に項目があって、それが書かれているかを、例えば総務部の私たちが審査しろというわけです。内容的にはくだらないものでも、一応審議会にかけます。それと似ている。内容を審査するとなると、日常から詳しくないと。手続だけのことに目を光らせるということですね。

(経営企画部長)

条例の運用の面で申しますと、ご指摘のとおりで、これは条例に該当して市民参加手続をとるべきかとするものであると、或いはもっと具体的なものがあればそれも含めてですけれども、そこをご審議いただく場として、そういう形でやるのが適当かどうか、意見提出手続の中で、広く市民の皆様からご意見をいただいて、ということですから、これはそもそも推進計画をやるべきかどうかということは市民参加条例のらち外ということになります。市民の皆様にごこういった手続で意見をとる、意見をいただく形に持っていきましょうかというところがこの条例の範囲です。とりあえず、個々がそんな計画で良いのか、こんなやめてしまったほうが良いのではないかと、そういったところはまさに、意見提出手続の中で市民の

皆様から広くご意見をいただいて、それを受け止めて、市として判断していくという形になります。ですから入り口という意味では、委員会は大変重要なものになるわけです。

(出石委員長)

実施予定の後、今度実施状況の報告があって、今日の資料 4 ですね、今日は実施予定をやっていますけれども、次は市民参加手続の実施状況の途中経過の検討、ある程度はいえるのでしょうか。例えば、今のものでいうと情報化推進計画の策定についての案が示されて、意見提出手続が行われた結果、こんな意見がありました。これに対して市はこう考えますという回答がここで示されるわけですね。

(政策推進課長)

終わった後です。

(出石委員長)

終わった後だから、そんなに大きな影響力はないかもしれませんね。手続が適正にこなされているかどうかという我々はチェック、事前と事後のチェック。

(経営企画部長)

今の委員長の話に補足ですけれども、先ほど私のほうからご説明させていただいた中で、事後のチェックで、それを次回に活かしていくという考え方がございますので、結果について、例えば意見提出手続を経て、こういった意見があって、それを踏まえて最終提案をしてこういう意思決定をしましたということについても、意見の内容等を踏まえた市の意思決定に対するご批判は、当委員会はまさに取り上げていただいているいい事柄だと思っております。ですからその委員会で取り上げていただいたということをもって、次回以降、市のほうに活かしていくと、こういうサイクルになっております。

(出石委員長)

条例は、しっかり市民の、議会の議決を経てきている以上、ここで今我々がどうのということはありません。その先条例の見直しがありますけれども、そのときにまた、こういう条例があるんじゃないかという議論ができると思います。時間もそろそろ迫ってきましたが、他に何かございませんか。

(中畠委員長職務代理)

今、永澤委員が言われた中で、働いている方の提案を審査にかけるような話をされておりましたが、次回以降、市民提案について、こちらの会議の議題としてのぼってくるので、それをどういった形で、私たちが意見を聞くのか、検討するのかということについて、事前にどういうふうにしていったらいいのか、この場で何か考えておく必要があると思いましたが、

(出石委員長)

今段階で何かありますか。市民提案についてのこの委員会での検討のイメージというか。

(庄嶋)

ただ一ついえるのは、それぞれの委員の好みで、例えば、私はこの分野が好きだから、この分野の提案だから取り消そうとかだと、多分おかしな話なので、ただそれとは別の、全体の共通する、実現可能性はどうなのかだとか、その影響を受ける人の範囲はどうなのかだとか、そういった形での一定の評価基準、審査基準のようなものはまず共有していただいた上で、審査していただくことになると思います。事前になかなか回数の少ない中で、審査基準をどう詰めるのかということもあるので、工夫は必要なんですけど、事務局でも研究をしまして、何らかの事務局としての案は示すことになるのではないかと考えております。その上で皆さんにまず基準を検討していただいて、審査していただくというようなプロセスではないかと考えております。

(中嶋委員長職務代理)

採択とか可否を決めるのではなく、あくまでも市のほうではこうお考えになっていることに対して、私たちの意見をお付けするということになるのですね。

(庄嶋)

そうです。

(栗原委員)

結構専門的なものを作りたいという市民の方もいらっしゃるでしょう。おそらく窓口、市民活動推進室で受け付けて、そちらから各課に資料が一旦回ると。それで各課で検討してもらって、各課でおそらくそれに対する意見というものを添えられて、推進室に戻ってくると。推進室のほうに戻って、ある程度それに対する検討を加え、一旦推進本部がありましたよね、推進本部で再度また検討されてからこの市民参加推進評価委員会におりてくると、そういった流れで考えておけばよろしいのですか。

(政策推進課長)

市役所サイドの担当部局の一意見ではなくて、市役所の関係課と調整した上で、市としての基本意見はこうですというような形で、この委員会にご提出すると、そのような形です。

(永澤委員)

市のほうでは、プロの目できっちり審議されるわけですね。

(栗原委員)

あくまでも、意見を付されてこの場に届けられると。ただ、ダイレクトにこの審議会に届くのではなくて、各担当課の判断の下に、市の一定の見解を添えられてこの審議会に出されて、この審議会でもたそれに対する意見を述べたものが、次にどちらに流れるのですか。

(経営企画部長)

その結果を踏まえまして、最終的にどうするかという判断は市長になります。

(出石委員長)

それも、ここは審査できないでしょうし、事務局がおっしゃられた市長になったり、条例だったら議会になるし、そこに一つ絡むというのが大事なんです。

(経営企画部長)

ですから、我々の事務局としての、事務局といいますか、市役所の内部機関としての意思決定、その意見も含めてこの場にお諮りをして、そこで、明らかに君たちの考えはおかしいでしょうと、という意見を仮につけて申されて、最終的な市長の判断として、それはそうだね、そうしましょうという決定もあり得ますし、もう一つ深い判断としては、この審議会からいただいた意見が確かに正しいかもしれないけれども、現在の政治情勢の中ではなかなか難しいんだよという判断もあり得ると思います。そこはもう最終的には、市民から選ばれた市長の判断で決まってくると思います。

(永澤委員)

公募委員として、日常どんなスタディをやっておけばいいのか。勉強していないと、いかに詳しい人が来たって、内容を詳しく記憶していないと分かりませんよね。今のところ、市の広報とか議会報とか読むぐらいですよ。そんな程度でよろしいのでしょうか。

(佐々木委員)

私もまったく同じ意見を持っていますけれども、今、例えば市の中で問題となっている意見に対するいろんな議論を各課でやっているときに、そのバックグラウンドになるようなデータ、議論になったときに必要とするような情報を、事前に何らかの形でいただけると我々も準備ができるかなと。完全に出来上がった状態で委員会に上げてこられても、公募委員というのは、なかなか参加できる部分が少ないような気がします。

(永澤委員)

事前にもらうと、また事務局が徹夜になるんですよ。期限があるから。そういうのはやめて、少なくとも一般市民の代表として、何か日常どんな資料に目を通しておけばいいですよ。例えばホームページをしっかりと見おきなさいとか、その程度でいいんですか。

(経営企画部長)

そうですね。今のご指摘は、要するに市の業務の広報全体にもう少し力を入れよというご指摘も含まれているのかなという気がいたします。そういう中で、今大きな情報源は、市政だよりですとかホームページと、行政連絡みたいな形ですと自治会等の配付も入りますが、行政の守備範囲は大変広いので、およそ殆どの分野をカバーする条例でございますので、最終的には市政全般を見ていただかざるを得ないということになってくると思います。そういう中で、どこまで皆さんに資料をご提供していけるのかというのは、なかなか悩ましいところではあります。私どものほうといたしても、広報担当の部長でもありますので、広報に力を入れていきたいと考えておりますし、折に触れて、ここに当たってくるような基本的な計画であるとか、そういったものが周知の段になったときには、広報ベースの市政だよりに掲載しているものよりは、一段詳しく目の資料を皆さんにご送付させていただく手続きをとれると思います。当面そういった中で対応させていただいて、なお、不足等がありましたら事務局のほうに連絡していただくと。私どもも手探りのところがございますので、ただ今の永

澤委員のご指摘に対しては、当面そのような運用で進めさせていただいて、そういった過程の中でさらにご意見がございましたら対応させていただく予定です。

(永澤委員)

事務局にあまり手間をかけさせないように、仕事を作らない。仕事を作る人が多いから。先ほど冒頭、議事録、一字一句というような速記者のようなまったくいらぬような気がします。私も現役時代は各委員がそういうことを言うんですよ。この委員会はおかしいと。一字一句入れると。ずっと断ったんですね。冗談じゃないと。やっぱり簡易明白に論点だけやればいいんであって、一字一句入れるというのは。

(出石委員長)

そこは永澤委員、難しいところなんです。条例を作ること自体が仕事を作っているんですよ。それは仕事が増えているんです、事務局として。今いった議事録、会議録も、詳細に書く大変さはあるけれども、一方で市民の側からすると、詳細に書いてあることによって、この会議に出なくても中身が分かるというメリットもあります。そこはそのバランスをとらざるを得ないんです。仕事を増やしちゃいけないとなっちゃうと、こういう制度は作れなくなってしまいます。それはバランスをとりながら我々も事務局を配慮しながら、必要なことはやっぱりやらなければならないし、そのあたりでいいんじゃないでしょうか。

(永澤委員)

そうですね。はい。難しいところですね。

(出石委員長)

その他。時間もだいぶ超過してまいりましたので、中身があんまり議論にならないんですが、やむを得ないんですけれどね。これを一個一個理解していない限り議論ができないので、先ほどありました行政活動の名称のところを分かりやすく表現する。それから実施方法について、意見提出手続のみになっているところについては、その理由を付する。その二つを修正といいますか、追加した形で公表資料としていただくということで、皆さんよろしければそういう形でいきたいのですが。ご異議ございませんでしょうか。

(各委員より「異議なし」の声)

(出石委員長)

それでは、そのような形で決定いたしますので、必要な事務処理のうえ事務局のほうは実施予定の公表の手続を進めてください。

(経営企画部長)

それでは、ただ今のご指摘の点につきまして、事務局のほうで修正原案を作成しまして、委員長にご覧いただいでご了解いただいた上で、この手続に入ると、このような考えでよろしいでしょうか。

(出石委員長)

よろしいですか。ではそのような形でお願いいたします。



(出石委員長)

その他、事務局のほうから、その他ということで何かありますか。

(政策推進課長)

先ほど私のほうから申し上げましたとおり、今後新規案件が入ってきた場合には、委員会の了承の前提の下で、この一覧表を随時リニューアルして、市民の方々には最新版のものを公表させていただいた上で、後に包括的なご了承をいただければと思います。

(出石委員長)

いかがでしょうか。

(三木委員)

例えば、他の自治体の一覧表を見ておきますと、新たに追加されたものは追加されたものとして、分かるように公表されている場合もございますので、常に一番新しい状態のものを公表してもらうことを前提にして、順次更新をしていくというような形で、常に一段手を入れていただければと思います。それが後で追加されたものか、当初から予定されていたものかというのが容易に区別のつく形にしておいていただければと思います。

(中嶋委員長職務代理)

できるだけ参加の窓口を広げていただくという意味で、そういった形をとっていただくのはありがたいことだと思います。

(出石委員長)

後はよろしいですか。事務局のほうもございませんか。

(出石委員長)

それでは、これで第1回の市民参加推進評価委員会を終了したいと思います。皆様長い間お疲れ様でした。

(ありがとうございました)

以上